

令和2年5月8日

保護者各位

板橋区子ども家庭部

保育サービス課長 佐藤 隆行

(公印省略)

緊急事態宣言期間の延長に伴う板橋区保育園の対応について

日頃より板橋区の保育行政にご理解・ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言発令期間が5月31日まで延長されたことから、板橋区内保育園（区立保育園、私立認可保育所、地域型保育事業。以下同じ。）の対応につきまして、園内の感染リスクを抑制するため、改めて下記のとおりとさせていただきます。

記

緊急事態宣言が延長されたことを受け、**緊急事態宣言の継続期間内（5月31日まで）**は、板橋区内保育園では引き続き受入態勢を縮小し開所いたします。

保育園は児童福祉施設として、緊急事態宣言下においても必要な保育を提供するよう、国や都から要請を受けています。板橋区においてもその意義と要請を踏まえ、感染防止策を講じた上で保育の提供を続ける方針ですが、保育園という現場の特性上、密集や密接を完全に避けることは難しく、クラスター感染発生のリスクをゼロとすることはできません。

保育園の利用を極力控えていただくことで、皆様の感染リスクを軽減する一方、真に保育を必要とする方に継続した保育を提供することが可能となります。

つきましては、保護者の皆様におかれましては、継続期間内において、保護者のいずれかがご在宅の場合、**保育園の登園自粛に引き続きご協力いただきますよう**お願い申し上げます。

緊急事態下においても社会の機能を維持するため就業が必要（医療関係、交通機関、金融機関、社会福祉施設、行政機関、物流、生活必需物資販売業等）で、ほかに保育を行う方がいらっしゃるご家庭や、ひとり親家庭でお仕事をお休みする事が難しい方等、ご家庭での保育が特に困難な方については、個別に園にご相談ください。

併せて、勤務先事業者様向けに、保護者様の休暇取得申請に対し引き続きご配慮をいただけるよう、区長より協力を求める通知を発出しております。この通知文書を勤務先への提出書類としてご活用ください。

なお、政府から緊急事態宣言の期間変更や、東京都の実施する緊急事態措置において新たな方針が示された場合、その内容を踏まえた区の方針を、改めて文書にてお知らせするほか、緊急メール、ホームページ等にてご案内させていただきます。

今後も安全な保育運営に努めてまいりますので、保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【担当】 保育サービス課保育運営・給食係（区立保育園） TEL 3 5 7 9 - 2 4 8 3
保育サービス課民間保育振興係（私立保育園） TEL 3 5 7 9 - 2 4 9 2